

別表第十二号 無線局の運用の特例に係る届出書の様式(第31条の3第3項(第31条の4及び第31条の5において準用する場合を含む。)関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局運用特例届出書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

☐電波法第 70 条の 7 第 2 項の規定により、自己以外の者に無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

☐電波法第 70 条の 8 第 2 項において準用する法第 70 条の 7 第 2 項の規定により、自己以外の者に無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

☐電波法第 70 条の 9 第 2 項において準用する法第 70 条の 7 第 2 項の規定により、自己以外の者に登録局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

(注2)

記

1 届出者(注3)

住 所	都道府県—市区町村コード [
	〒(—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 非常時運用人(電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合は当該無線局の免許人以外の者、同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合は当該登録局の登録人以外の者。以下この別表において同じ。)に運用させた無線局の免許又は登録の番号

3 非常時運用人(注4)

住 所	都道府県—市区町村コード [
	〒(—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
連絡先	

4 非常時運用人による運用の期間

5 無線設備の製造番号(特定無線局(電波法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。))

又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。)

- 6 欠格事由に関する事項(電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合又は同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合に限る。)(注5)

☐無線局の運用を行つた者は、電波法第5条第3項各号のいずれにも該当しません。

☐登録局の運用を行つた者は、電波法第27条の23第2項各号(第2号を除く。)のいずれにも該当しません。

- 7 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出の場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

- 2 該当する□にレ印を付けること。

- 3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

- 4 3の欄は、次によること。

(1) 住所の欄並びに氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、非常時運用人について注3(1)から(3)までに準じて記載すること。

(2) 連絡先の欄は、電話番号その他の必要な連絡先を記載することとし、担当部署等があ

る場合は、当該担当部署名等を記載すること。

5 6の欄は、該当する□にレ印を付けること。

6 届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。